



東日本大震災における復興基金（特集 東日本大震災からの復旧・復興の現状分析と今後の課題）

豊田, 利久

(Citation)

都市政策, 156:53-62

(Issue Date)

2014-07

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90005336>



東日本大震災における復興基金

神戸大学名誉教授 豊田利久

1. はじめに

日本の大災害からの復興政策体系では、主たる政策目標は物的な社会施設の復旧に置かれ、次第に被災者・被災事業所や地域へも視点が向けられているものの、予算的には圧倒的に前者に重点が置かれている。そのために、生活や地域経済等の復興が遅れがちである。後者の復興を促進するためには、既存の公的支援では限界のある民間部門への支援が必要であり、また、各被災地の地域ニーズと復興過程の時間軸ニーズに合った事業を長期に継続する仕組みが必要である。それを担うのが復興基金の役割であり、大きな災害からの復

興過程で次第に根付き、その役割も認められてきた。

本稿では、東日本大震災における復興基金はどのように設立され、どの主体がどのように運営し、被災地でどのような役割を果たしつつあるかを分析し、役割の確認と問題点、今後の復興政策における教訓を考える。

2. 東日本大震災における復興基金の概要

2.1 取崩し型復興基金設立の背景

過去の大災害に対する復興基金は、義援金または自治体の出資金を基本財産として造成

表1 主な復興基金

基金名	創設年	基金規模・財源 (億円)	事業数 (2013年現在)
雲仙岳災害対策基金	1991	1,090 (義援金 + 地方交付税補填)	73
奥尻町南西沖地震災害復興基金	1994	133 (義援金)	73
阪神・淡路大震災復興基金	1995	9,000 (地方交付税補填)	116
中越大震災復興基金	2005	3,050 (地方交付税補填)	140
能登半島地震復興基金	2007	500 (地方交付税補填)	23
中越沖地震復興基金	2007	1,200 (地方交付税補填)	20
東日本大震災復興基金 (取崩し型)	2012	3,661+ (内、第2次追加分1,059)	

出所) 青田(文献1) および各基金ホームページ

され、自治体の出資金借入利子を政府が地方交付税で補填する形がとられてきた。この場合の事業は基金（ストック）が生み出す収益金（フロー）によって賄われる。今までの主な復興基金の設置状況は表1に示されている。奥尻町南西沖地震復興基金の場合は、被災世帯数に比して多くの義援金が集まり、それを原資にして取崩し型の基金で賄えた例外的なものである。

復興事業を可能にする規模の収益金を生み出すためにはいくつかの要件が必要である。第1に、設置者である自治体が地方債を起債できること。第2に、金融機関（シンジケート）が債権の引受けと同額の借り入れを行うという協力体制があること。第3に、金融機関への貸付に対する利払いが十分な収益となる程度の利子水準が存在すること。第4に、自治体の当初の起債に対する利払いを政府が交付金で補填することが確約されること。すなわち、自治体、政府と金融機関の長期にわたる契約とそれを可能にする利子水準の存在が必要であった。また、公的資金で民間部門を支援するには限界があるとされたため、自治体直営ではなく財団法人方式がとられた。

東日本大震災は複合的かつ広域的な巨大災害であり、多くの自治体（市町村）が基金を設立する出資金を調達できないことは明らかであった。また、低金利時代が継続しており、さまざまな事業展開ができるほどの収益金を生む基金設立も非現実的であった。このような背景の下、従来とは異なる形の復興基金の造りが提唱された。例えば、私も参画している関西学院大学復興制度研究所（法制度研究会）は発災2週間後（3月25日）に、取崩し

型復興基金の設立を含む被災者支援事業の新たな支援策を提言した（文献2）。そこでは、広域被災地で共通なメニューを公平に提供する広域基金と各被災地に特有なメニューを提供する県単位の基金という2本立ての取崩し型基金の設立を提言し、公民で財源を捻出する構想を掲げた。日弁連は、7月13日の意見書の中で、取崩し型復興基金の設立を提言し、公的資金を民営化する装置としての財団法人方式の必要性を強調した（文献3）。被災自治体の中では宮城県が最初に160億円規模の取崩し型復興基金の構想を発表（8月）、その増額と全面支援を国に求めた。これに呼応して岩手、福島等の各県からも要請が相次いだ。

2.2 復興基金の創設と活用状況

政府（総務省）は、2011年度第3次補正予算の中の特別交付税（12月交付分）の中で、1,960億円規模の取崩し型復興基金を公布、被災9県に基金を交付した（表2）。

総務省は基金創設の目的を「・・・被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対処できる資金」と明記した⁴⁾。これはまさに復興基金が過去の事例で果たしてきた役割を認知した画期的な記述である。国が被災者の生活復興を復興基金のスキームで支援する形として、従来のように基金創設の利子補填をするという間接的な形ではなく、基金そのものに国費を直接投入することを明言する文言として、筆者は非常に注目している。

総務省は、1,960億円の基金規模の算定に関

表2 各県への配分額（単位：億円）

県	青森	岩手	宮城	福島	茨城	栃木	千葉	新潟	長野	合計
配分額	80	420	660	570	140	40	30	10	10	1,960

出所）総務省（文献4）

して次のような説明を行っている。阪神・淡路大震災復興基金に対する政府の利子補填額（交付金）は合計で960億円程度であったので、その約2倍の額を充当する。現在の利子水準でこれだけの収益を生み出すには約2兆3,000億円程度の運用基金が必要である。これだけのストックを交付金で賄うことは現実的ではないので、阪神・淡路での復興基金の交付金支援の2倍に相当する額を基金として提供、それを取り崩す方式にした。阪神・淡路での利子補填というフローの支援を2倍にして、ストックに置き換えて支援するという発想である。また、各県が各被災市町村に半額を再

配分することを求めるとともに、基金の運用方式は直営方式、財団方式のいずれを自治体が選択しても良いとした。各県は（新潟県を例外として）直営方式を選んだ。各県は2012年3月に一定の基準に基づいて各市町村に交付した。総務省は運用を県に丸投げした格好になり、各市町村での運用の仕方は県の方針や指導に大きく依存することになった。

各県は特別交付税配分額を原資にしながら、寄付金等を上積みして基金を条例によって創設した。2013年7月現在の各県の活用状況は表3の通りである。岩手・宮城両県はクウェート国からの寄付金等で上積みし、福島県はク

表3 各県の活用状況（2013年度当初予算現在）（単位：百万円）

県名	基金名	基金規模	特別交付税措置額	2011-12年度実績額 (①)	2013年度当初予算 (②)	活用率 (①+②)/基金規模
青森	青森県東日本大震災復興推進基金	8,000	8,000	4,429	1,032	68.3%
岩手	東日本大震災津波復興基金	51,000	42,000	25,311	6,959	63.3%
宮城	東日本大震災復興基金	92,600	66,000	40,968	5,590	50.3%
福島	福島県原子力災害等復興基金	79,240	57,000	32,806	6,780	50.0%
茨城	茨城県東日本大震災復興基金	15,733	14,000	9,298	1,621	69.4%
栃木	栃木県東日本大震災復興推進基金	4,000	4,000	2,520	725	81.1%
千葉	千葉県東日本大震災市町村復興基金	3,000	3,000	2,000	0	66.7%
新潟	（公財）新潟県中越大地震復興基金	1,000	1,000	577	273	85.0%
長野	長野県栄村復興基金	1,000	1,000	92	500	59.2%
合 計		255,573	196,000	118,001	23,480	55.4%

出所）復興庁（文献6）および3県アンケートにより筆者作成

表4 市町村復興基金の活用状況（2013年度当初予算現在）（単位：百万円）

県名	市町村交付金額	2011-12年度実績額 (①)	2013年度当初予算 (②)	活用率 ((①+②)/交付金額)
青森	4,000	404	726	28.3%
岩手	21,000	3,909	3,785	36.6%
宮城	33,000	4,951	6,261	34.0%
福島	28,500	4,475	7,714	42.8%
茨城	7,000	2,972	1,753	67.5%
栃木	2,000	557	580	56.9%
千葉	2,000	877	502	69.0%
新潟	500	210	178	77.6%
長野	592	92	146	40.2%
合計	98,592	18,447	21,645	40.7%

出典）復興庁（文献6）

エート国に加え文部科学省による各種研究センター設置予算で上積みしている。新潟県は既存の中越大震災復興基金の中で特別会計を設置して対応したので例外的なものとなっている。

各市町村は県を通じて交付された額を原資に基金を創設したが、2013年7月現在の活用状況は表4の通りである。青森・岩手・宮城の一部自治体は寄付金を積み増して活用している。主な被災地である岩手・宮城・福島3県の各自治体はすべて直営方式を採用した（今回のアンケートでも確認した）。各市町村における資金の活用は遅れがちである。阪神・淡路や中越の過去の経験でも、復興基金の役割が増したのは発災後2年後くらいだったし、東日本では特別交付金による各種支援事業が並行して進んでいるので、復興基金の活用が格別に遅延しているとは言えないであろう。ただし、各自治体の復興基金の活用状況や会計報告の情報公開は非常に遅れており、復興庁のホームページでも1年前の情報で停止している。

2.3 震災復興特別交付税による基金の積み増し

政府（総務省）は2013年3月分の震災復興特別交付税の中で、津波被災地域の特定の住民の定着促進を目的に取崩し型復興基金の上積みを行った。対象は、津波浸水区域でありながら災害危険区域に指定されなかった全壊住宅で、6県の合計40,738棟に対して1,047億円の国費を投入、現地再建だけでなく津波被害のなかった地域または高台への移転を支援することを企図する。災害危険区域に指定された住宅を区域外で再建するときは防災集団移転促進事業による支援が得られるが、その網から漏れる指定されなかった全壊住宅を支援するものである。岩手県に215億円、宮城県

に709億円、福島県に103億円が交付された（その他、青森・茨木・千葉の3県には各11億円以下）。しかし、これは上記の復興基金とは性格が異なり、行政が本来実施すべき特定の目的を持った事業を対象としており、会計上の扱いも区別すべきものである。われわれが行ったアンケート調査でも、この追加措置の扱いを当初の基金に加えるか、別枠にするかという点で、自治体によっては混乱も見られた。もし基金が財団方式で造成されていたならば、このような行政の一般施策を復興基金の事業として強制的に割り当てることは不適切であつたろう。

東日本大震災における住宅再建に関する支援事業は、「被災者生活再建支援法」、「防災集団移転促進事業」、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を中心に実施されている。これに加えて、土地区画整理事業の対象になるか否かによっても対象経費は異なってくる。さまざまな住宅再建のメニューに取り組んでいる行政にとっては、災害危険区域に指定されなかった全壊住宅の再建支援もこのような住宅再建支援事業の延長上にあり、この事業だけを他の住宅再建事業と区別して復興基金の枠組みで処理することに困惑するのは当然であろう。総務省は、「被災者への具体的な支援内容は被災団体が地域の実情に応じて決定できる」⁵⁾としているが、対象住宅数も予算枠もトップダウンで決まっている以上、自治体でそれほど柔軟に対応できるとは考え難い。市町村レベルでは、復興基金で行うべき事業と通常の一般施策の区分が明確でなかった上に、この追加的措置がその傾向を一層強めることになったのではないかと懸念される。

復興基金という言葉がさらに混乱を招く事態が生じている。各省庁別の震災復興特別交付税による予算の未消化が累積し、各自治体に各省庁別予算の基金を創設することが定着

してきたことである。これらも広義には確かに復興基金といえる。復興基金という言葉がこれほど乱立したのも今回の復興過程の特徴であろう。広義の基金が被災地外や目的外で使用されている問題も指摘され、一部は国庫に返還されるという事態も生じた。しかし、本来の狭義の復興基金を創設する意義は、そのような問題を抱える基金とは異なるものであることを確認しておきたい。それだけに、被災団体もその意義を活かす事業を積極的に展開することが望まれる。

3. 自治体へのアンケートの結果と吟味

3.1 アンケートの内容

神戸大学金子由芳研究室の協力を得て、2013年3月初旬に、被害が特に甚大であった東北3県（岩手、宮城、福島県）およびその全市町村（135自治体）に「取崩し型復興基金」に関するアンケートを送付した。送付先は首長ではなく、各自治体の災害対策担当部局内の復興基金担当責任者とした。最終的に回答を頂いたのは上記3県の他、岩手県17市町村、宮城県19市町村、福島県29市町村、県名不明の8市町村であった。有効回収率は55.1%であった。

アンケートの具体的内容は、①基金の設立の有無、②基金の規模と年度別活用状況、③運用方式（直営・財団）、④事業内容（生活支援、住宅対策、産業復興・地域振興対策、融資への利子補給、教育・文化対策、その他、のカテゴリー毎に支援メニューと予算額）、⑤復興基金の有効性の評価、⑥上の評価が低い場合の理由、⑦復興基金に関する自由意見、以上の7項目である。

3.2 3県の回答

各県とも直営方式を選択した。総務省は財団方式も可としたが、市町村への配分を各県に丸投げしたので、県としては市町村への配分という行政業務を担うことになり、財団方式は不適切と判断したのであろう。

表1で示された国からの配分額の他に基金の上積みがなされた。特に目立つのは、400億円相当の原油がクウェートから日本に贈られ、その売却金が日本赤十字社を通じて3県に配分されたが、それが3県の復興基金に上積みされたことである。

岩手県は、各カテゴリーの意義ある事業を展開している。支出額で目立つのは、住宅再建支援（83億円）、利子補給（25億円）、産業復興・地域振興対策（22億円）、三陸鉄道復興支援（20億円）、生活支援（15億円）、教育・文化対策（4億円）等である。住宅対策に重点を置いているのが特徴であり、住宅再建支援、災害救助法等の対象とされない被災住宅の補修支援、県産材の活用支援等がなされている。第3セクター方式で運用されているが株式会社である三陸鉄道に厚い支援がなされている。調べてみると、クウェートからの支援金の大半を注ぎ込み、路線復旧費だけでなく新車両の購入費にも充てられ、地元住民の生活、観光振興、クウェートとの国際協力等の諸分野で貢献しているシンボリックな事業となっていることが分かった。基金の有効性に関しては、「大変有効」と回答した。

宮城県は、各カテゴリーの意義ある事業を展開している。支出額で目立つのは、商工業支援（86億円）、農林水産業支援（42億円）、教育・文化対策（18億円）、生活支援（8億円）、仙台空港鉄道・阿武隈急行復旧支援（3億円）等である。他県と違う特徴は、商工業や農林水産業に対する産業の復旧に重点を置いていることである。特に、中小企業施設設備復旧

支援、地域商業等事業再開支援、農業生産復旧緊急対策、養殖業再生支援、観光施設再生支援等に重点的な配分が見られる。基金からの住宅再建支援に関しては、県独自の事業費は1億円以下であり、市町村の基金による支援に委ねた形である。岩手県が住宅再建支援に82億円を配分したのとは対照的である。ただし、アンケートでは対象になっていない2013年度に配分された基金積増し（災害危険区域外の津波被災地域の住宅再建支援）では、全体の約7割にあたる710億円が宮城県に配分されている。基金の有効性に関しては、「大変有効」と回答した。

福島県は、原子力災害対策関係の4つの基金を創設したが、そのうちの1つである原子力災害等復興基金の原資として取崩し型復興基金を使用しているのが特徴である。詳細な事業内容の提示は受けられなかった。同県の被害の特徴から、この基金を使用するの細かい事業展開は途上にあるものと推察される。基金の有効性に関しては、「何とも言えない」と回答した。

3.3 市町村の回答

回答を寄せた135自治体の中で「基金を設立しない」としたのは1自治体のみであった。残りの134自治体はすべて直営方式を採用している。県が直営方式としているので、自治体として財団方式を選ぶ選択肢はなかったものと推察される。

各自治体の事業展開状況は多様である。比較的人口規模の大きい市ほど事業の多彩さ、進捗状況の良さが見える傾向にある。例えば、仙台市は173億円規模の復興基金を造成し、2012年度には32事業に8億円を、2013年度には被災宅地復旧補助（25億円）を含む16事業に50億円を当てた。陸前高田市は37億円規模の復興基金を造成し、住宅再建に関するさま

ざまな補助、被災商店街の復興支援等の事業を中心に、2011年度に1.4億円、12年度に13億円、13年度に6億円を取り崩している。住宅対策だけに集中して初年度で使い切った自治体もある（宮城県T町）。小さい町村レベルでは、まだ手付かずの所もある。また、筆者にとって予想外だったのは、地域防災計画作成費や太陽光発電設置費に使用している自治体が多いことである。

福島県では、多くの自治体が原子力災害対策（健康診断、検査、検査機購入等）にも支出している。したがって、他の生活支援、住宅対策、地域経済・雇用対策等の事業に回せる基金からの予算が不足し、追加措置を望む意見が多数見られた（D市、N市、M町、I村等）。

3.4 自治体による復興基金の評価の分析

アンケートでは、「特別交付税措置による県を通じての復興基金が有効だったと思われるか。次の5段階のいずれかを選んでください。」という質問を設けた。選択肢は、①大変有効だった、②やや有効だった、③何とも言えない、④やや使い勝手が悪い、⑤大変使い勝手が悪い、の5段階評価とした。これに対する全市町村の回答結果は図1の通りであった。（ただし、nは標本数）。

「非常に有効が6割弱」という結果をどのように解釈すべきか。本来は自治体にとって裁量的にきめ細かな政策が実施できる措置だ

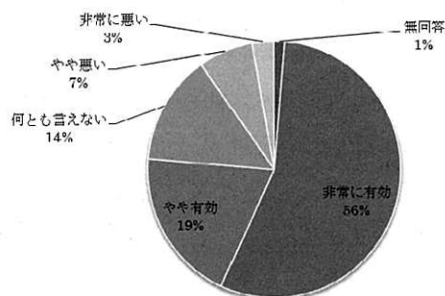


図1 全市町村の評価 (n=73)

から、「非常に良い」政策と100%が回答することが期待されるべきものである。あえて「有効か」と聞いているところにも理由があるが、政策目的は良くても実施方法に不満があることを示している数値と判断できよう。政策への自治体の評価となれば保守的な肯定的回答をする傾向があることを割引けば、これは予想外に低い評価と言えよう。

自治体の低い評価の理由は必ずしも同じではない。ここに、自治体が回答した低い評価理由の典型的な2つの事例を紹介する。自治体が記述した意見はこれら2つにほぼ集約される。

①「本特別交付税は、本来、国から直接自治体に配分され、地域の実情に合わせて自由に使えるはずのものである。総務省が手間の軽減のため県に一任したため、事業計画の承認を県から受けねばならず、用途を制限されるため、大変使い勝手は悪い」（宮城県R町、福島県K市、福島県M町等）。

②「県を通じての復興基金であり、事業の選定は市町村に委ねられているものの、適債事業は復興特別交付税で財源措置されるため、ソフト事業に限られると活用が難しい」（岩手県Y町、宮城県T市、宮城県K町等）。

①は誠にもっともなコメントだと思う。②は、自治体としては既存のハード中心の政策対応で十分である、という意見に受け取れる。被害の少なかった内陸部の自治体の意見とし

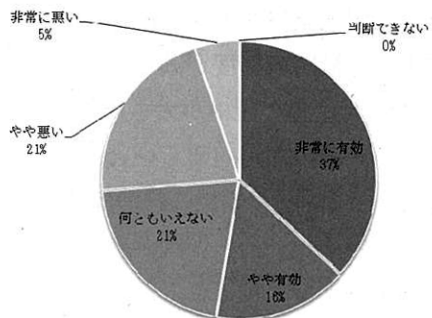
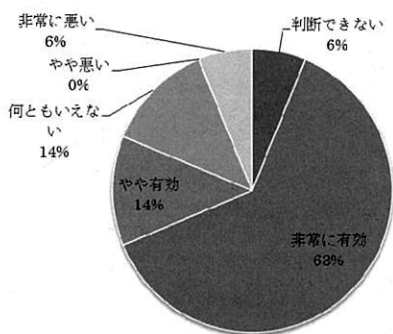


図3 宮城県の市町村の評価 (n=19)

図4 福島県の市町村の評価 (n=29)

ては頷けるところもある。しかし、末端の自治体には復興基金の本来の意図が浸透していないようにも思える。

各県別の市町村の評価は図2～4の通りであった。岩手県と福島県の自治体はほぼ6割が「非常に有効」と回答しているのに対し、宮城県では4割弱にとどまっている。宮城県の自治体のコメントの中には、上記の②に相当する意見も多く、復興基金でハード事業を望んでいる節も見取れる。また、県がハード事業ではなくソフト事業をと強く指導しているとも解釈できる。

次に、自治体の評価が違う理由を探ってみた。そのために、評価の5段階のそれぞれにポイントを与えて質的従属変数分析という計量分析を行った。なぜ評価が自治体によって異なるかを、自治体の規模（2011年度の総人口数で測る）および被害程度（全壊家屋数で測る）によって説明するモデルを立てた。モデル分析の仮説は、「被害が甚大であればあるほど自治体はきめ細かなソフト対策の必要性

図2 岩手県の市町村の評価 (n=17)

を感じ、復興基金を有効な措置として活用する。他方で、被害の程度が同じであれば（固定すれば）、自治体の規模が大きいほど既存の政策にない措置の適用が難しいと感じる」というものである。分析結果の詳細は（文献7）に示されているが、上の仮説がわれわれのアンケートから支持されることが分かった。

4. 復興基金の評価と課題

4.1 評価される点

東日本大震災において展開された復興基金の役割は、現段階ではまだ明確でないように思える。各県の基金とさらに各市町村の基金との2層構造になっており、その全容が分かり難いからである。また、すべての基金の事業内容と会計報告は公開されておらず、復興庁のホームページでも県単位と市町村単位でのいくつかの事業例（それぞれ22および14の事業例）が恣意的に列举されているに過ぎない。そのような状況であるが故に、客観的な評価と問題点を指摘し、今後の復興政策での復興基金の在り方に言及したい。

① 政府（総務省）が過去の大災害における復興基金の役割を確認し、過去に経験しなかった広域的な取崩し型基金の原資の交付に踏み込んだことは評価される。

② 概ね目的に沿って使用され、徐々にではあるが生活、住宅、地域（コミュニティ・産業・経済等）の復興や教育・文化・健康・祭典・伝承等の振興に貢献しつつある。仮に復興基金が設置されていなかったならば、被災自治体はこのようなソフト面での細かい事業展開はできなかったであろう。市町村レベルでも、（取り組みへの姿勢に温度差はあるが）さまざまな事業が展開されつつあることはアンケート調査で確認できた。

③ 被災地外での目的外使用はない。

4.2 問題点

① 県の関与のメリットとデメリット

総務省は、自治体によって被災状況が異なるので市町村に基金を交付する必要があることをよく認識していたことは分かる。また、市町村の枠を超えた広域的な支援の必要性もあり、県にも基金を配分したこともよく理解できる。しかし、各市町村への配分のみならず、その管理・運営を県に丸投げしたので、県としては直営方式を取らざるを得なかったと推察される。したがって、事業メニューの提示など官（県）主導の基金運営となってしまう、末端の市町村では通常の交付金による行政と区別がつかず、基金の本来の目的から逸れて、「適債（ハード）事業に使用できないので使い勝手が悪い」というようなコメントが散見された。

② 震災復興特別交付税による追加事業との区別

2012年度補正予算による追加措置は、特定の津波浸水地域の全壊住宅所有者の定着促進を明確な目的として、トップダウンで復興基金に追加されたものである。しかし、これは本来の基金設置の趣旨に合わず、行政のすべき業務を押し付けたに過ぎない。仮に財団方式で基金が運営されていたならば起こり得なかった措置である。

③ 情報公開の必要性

われわれがアンケート調査を行った大きな理由は、今回の復興基金の実態が分かり難く、これでは早晚、復興基金そのものが批判の対象になると恐れたからである。今回は一歩踏み込んで国費を復興基金の原資に投入したのであるから、すべての基金の（事業および会計に関する）情報公開がなされるべきである。このためにも、財団方式にした方がベターであったと悔やまれる。

4.3 今後への指針

そもそも復興基金が必要とされた大きな理由は、わが国の災害対応における財政措置において「個人の資産形成に公費を投じない」という暗黙の原則があり、物的な社会施設の復興に比較して、生活、住宅をはじめとする民間部門の復興に限界があり、それを克服するための財政的な装置が必要であったことである。したがって、復興基金の役割を考える際には、わが国の災害対応の枠組みを背景に考察する必要がある。

大災害後の復興に関する予算措置では、補助金・交付金の他に、特別交付金が法的に措置される。しかし、その使途に関しては事業メニューに制約があり、自治体で弾力的に使用できる「自由な交付金」制度の設置が唱えられてきた。そのような被災団体のニーズに当面応じる形で構想されたのが復興基金の役割であった。そして、通常の単年度予算の枠に縛られないので復興過程を通じて弾力的に運用できるというメリットもある。

今回の東日本大震災では、復興基金の原資に国費を投入するという踏み込んだ措置の他にも、各省庁別の特別交付金の未消化予算を基金として繰延する措置など、さまざまな財政措置が講じられた。このような措置が可能になったのであれば、末端の市町村レベルでは復興基金の造成よりも、特別交付金の一定割合を「自由な交付金」とし、初めから基金として繰り延べることを認可する方が、自治体にとっては使い勝手が良いのではなかろうか。もちろん、市町村レベルを超えた広域での復興基金は、支援策の標準化の視点からも、また広域でのニーズがある産業、教育、交通などの民間支援の視点からも設置が必要であろう。自由な交付金と復興基金のどちらが良いのかは、さらに詳細な検討を要する課題である。しかし、今回のように末端の自治体す

べてに復興基金を造成することによる行政上の混乱や情報公開の遅れなどは、大きな反省材料である。

次に、アンケートの回答で見られたように、直営方式では役所の枠内で考えることからくる限界が露呈する。これらの問題点を克服し、真に「弾力的かつきめ細かに対処」するためには直営方式ではなく財団方式にすべきであった。今回、市町村への基金配分とその管理という業務がなければ、県レベルでは財団方式が可能であったはずである。自治体にとっても通常の行政との識別ができ、民間からの人材と知恵も入れて運営すれば、地域に適した新鮮な事業メニューが生まれ、活用され、かつ活動内容が外部に良く分かる形になったであろう。県レベルでの弾力的な復興基金として現在も活動中の新潟県中越地震復興基金が良い参考事例となることを指摘したい。

最後に、政府が復興基金を通してソフト面の復興に踏み込んだ施策をとったことを評価するものの、全体の予算の配分に関しては、物的な社会施設と生活や地域の復興とのバランスがなお一層改善されるべきである。今回の復興基金は、全体の復興予算25兆円の中の0.7%にしか過ぎない。その果たす役割の大きさを考えれば、復興予算の真に効率的な配分とは何かを改めて考えさせられる。

参考文献

- 1) 青田良介「被災者支援にかかる災害復興基金と義援金の役割に関する考察」『災害復興研究』第3号(2011), pp.87-117.
- 2) 関学復興制度研究所・法制度研究会「東日本大震災に向けての政策提言(第2回)(2011.3.25). http://www.fukukou.net/e-japan/suggestion/files/suggestion_02.pdf.
- 3) 日弁連「復興交付金と復興基金の新設に関する意見書」(2011.7.13).
- 4) 総務省「東日本大震災に関わる『取崩し型復興基金』の創設」(報道資料)(2011.10.17).

- 5) 総務省「東日本大震災：総務省の主な取組」
(2014.3.11) http://www.soumu.go.jp/main_content/000215509.pdf.
- 6) 復興庁「復興の取組と関連諸制度」(2014.5.30)
http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/20140530_torikumi_seido.pdf.
- 7) 豊田利久「東日本大震災における復興基金の役割」『日本災害復興学会2013大阪大会講演論文集』(2013.10), pp.42-45.